

(公印省略)
児青第30283-1号
令和4年4月11日

群馬県産婦人科医会会长 様

群馬県生活こども部
児童福祉・青少年課長 中村 祐一

不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について

日頃より母子保健事業に御理解、御尽力いただき深く感謝申し上げます。
さて、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より別添のとおり送付されました。
参考のため送付しますので、情報提供等に御活用くださいますようお願ひいたします。

担当：母子保健係 大村
電話：027-226-2606
メール：oomura-na@pref.gunma.lg.jp

事務連絡
令和4年4月8日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

流産・死産・人工妊娠中絶を含む子どもの死を経験された方に対しては、関係者による情報共有や、精神的負担軽減のための配慮等が重要であり、子母発0531第3号「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」により、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うための体制整備を依頼したところです。

下記令和3年度調査研究事業においては、流産や死産に関する相談窓口（担当者の設置状況（都道府県、市町村ともに増加）、死産や妊娠届後の流産、子どもの死について継続的支援や本人同意を前提に把握する体制整備の状況等が報告されています。また、子どもを亡くした家族に関わる方々向けのグリーフケア及び相談支援の手引き等も作成されております。子どもを亡くした家族への相談支援にご活用ください。

合わせて、不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）においては、各都道府県等において、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施することをお願いしているところです。

令和3年度調査研究事業において、不妊治療に携わる医療者のための不妊治療中の方等への特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供の手引き、リーフレットが作成しております。治療の難しい不妊症に関する情報提供のガイドブック及び厚生労働省作成の不妊治療の保険適用に関するリーフレットも含め、情報提供をご活用頂けますようお願いいたします。

なお、不妊治療の保険適用については、令和4年4月1日より実施されますが、生殖補助医療管理料1を算定する場合の施設基準として、「他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整及びこれらのサービスに関する情報提供に努めること。」が示されています。

※疑義解釈資料の送付について（その1）（令和4年3月31日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）

【生殖補助医療管理料】問18 参照

（URL）<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000923563.pdf>

都道府県等におかれましても、医療機関等と連携し、不妊症・不育症患者等に対する情報提供等の推進をお願いいたします。

記

<令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業>

- 1 子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究
 - ・手引き（自治体担当者向け、産科医療機関向け等）
(URL) <https://cancerscan.jp/news/1115/>
- 2 不妊治療の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究
 - ・手引き
 - ・リーフレット（三つ折り・両面）、ポスター（別添）
(URL) <https://cancerscan.jp/news/1114/>
- 3 難治性不妊の病態と新規医療技術の評価・分析に基づく不妊症診療の質向上と普及に資する研究
 - ・ガイドブック
(URL) <https://www.gynecology-htu.jp/refractory/>

<厚生労働省作成>

- ・一般の方向け不妊治療の保険適用に関するリーフレット（別添）
(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/000913267.pdf>

（参考）以下HPにも掲載されています。

- ・厚生労省HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html
- ・健やか親子21HP（参考資料）：<https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/useful-tools/>

照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

担当：市川、向、内田

直通：03-3595-2544



家族にはいろいろなかたちがあります

特別養子縁組制度・里親制度

ご相談は、地域の児童相談所もしくは民間あっせん機関まで

さまざまな選択肢を知っておいてください。

特別養子縁組制度や里親制度は、子どもが健やかに育つための制度です。子どもが安心できる環境で過ごせるように、育ての親には経済的な安定と体力が求められます。法律上、養親に年齢の上限はありませんが、自治体や民間のあっせん機関によっては、年齢の目安や制限を設けているところもあります。

特別養子縁組制度や里親制度で子どもを迎えた方の中には、まずはご夫婦の実子を考え、不妊治療を経験した方々も多くいらっしゃいます。一方で、子どもを迎えるにも適したタイミングがあり、年齢が壁となって諦めざるを得なかったご夫婦もたくさんいます。また、養子や里子を迎えるには、ご夫婦で気持ちをひとつにし、一歩踏み出すための時間も必要です。

特別養子縁組制度や里親制度は、不妊治療を諦めた後で考えることではありません。家族を形成するための選択肢のひとつとして、早い時期から知っておいて欲しい制度です。

全国児童
相談所一覧



養子縁組
あっせん機関
一覧



厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究」

特別養子縁組制度・里親制度とは

様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちが数多くいます。こうした子どもたちと家族の一員として共に過ごし、家庭の中で育ててみませんか。実親との関係を解消して養親が親権を持つ特別養子縁組制度と、実親から子どもを預かって育てる里親制度があります。

〈特別養子縁組と里親の違い〉

	養子縁組		里親
	特別養子縁組	普通養子縁組	
法的な親子関係	生みの親との親子関係消滅 (生みの親)	生みの親・育ての親ともに親子関係が存在 (生みの親) (育ての親)	生みの親が親であり、里親と親子関係はない (生みの親) (里親(育ての親))
子供の年齢	原則として15歳未満	年齢制限なし(養親より年上は認められない)	原則として18歳まで(必要な場合は20歳まで)
関係の解消	原則離縁はできず 一生親子である 	離縁が可能である 	途中で生みの親の元に戻るか 自立する
養育に必要な費用の支給	0円		一人あたり9万円/月 里親手当： 生活費など(*養育里親の場合)

養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料相当額の全部又は一部を補助している自治体があります。詳しくは、お住まいの地域の児童相談所にご確認ください。

養子や里子を育てるって、どんな感じ？

実際に育てている方、育った方の言葉です



びっくりするほど普通の家族です（44歳の時、特別養子縁組で男児を迎えた女性）

3年間不妊治療を続けましたが、体力的にも気持ち的にもしんどくなって、42歳半ばで治療をやめました。養子縁組という家族の形もあると、私は以前から考えていましたが、夫は最初は消極的でした。

ご近所に養子を迎えた家庭があるとのことで、話を聞きにお邪魔しました。いい意味で普通のご家族で、ちょっと驚きました。養子縁組には消極的だった夫が、向こうのパパさんに矢継ぎ早に質問をしていました。立ち入った質問にもパパさんは「ああ、それは養子縁組あるあるですよ」と明るく答えてくれました。夫も、いろいろなことが不安だったのかもしれません。

子どもは生後7日目で迎えに行きました。それから毎日、とにかく可愛い。この子の成長を見守るために、自分のことも大切にしようと考えようになりました。夫と子育てに関して喧嘩になったとき、私が「私は自分の命とこの子の命だったら、この子の命を取る！」と言ったら、夫が「そんなの当たり前だろう！！」と言い返してきて、びっくりしました（笑）

養子縁組をしようか迷っている方には、うちの家族をぜひ見てもらいたいです。

いろんな家族のかたちがあって、それが自然なこと（特別養子縁組で女児を迎えた男性）

自分も養子で、生後2ヵ月で育ての親に迎え入れられました。両親は、幼少期からスポーツなど自分が興味を持ったことにチャレンジさせてくれて、愛情を注いでくれました。そうした自分の経験もあって、養子縁組は家族のひとつのあり方として自然なことだと思います。世の中には、国籍の違う家族や離婚した家庭、母子家庭・父子家庭、養子縁組で子どもを迎えた家庭もあるだろうし、いろいろな家族の形があります。それはなにも特別なことではなく、ありふれたこと、自然なことだと思います。

養子を迎えることについては、不妊治療を進める中で少しずつ考え始めました。うちにくる子に会ったときに感じたことは、単純に「可愛いな」という気持ちです。子どもとの生活は新しい発見や喜びがあり、日々、幸せを噛みしめています。



血の繋がりは関係ない。一緒に過ごせば家族になれる (7年前に2歳の男児の里親となった女性)

6年間不妊治療を続けましたが子どもを授かるることはかなわず、一度は夫婦二人で生きていこうと決めました。それでも子どもへの気持ちは残り、48歳でかねてより頭の中にあった特別養子縁組について相談しようと児童相談所の門をたたきました。義母も「子どもは可愛いよ。応援するよ」と背中を押してくれました。しかし年齢的な問題から、特別養子縁組は難しいと言われ、里親制度についての説明を受けました。その場で「里親やります」と宣言し、研修や交流を経て、1年半後に2歳の男の子をお預かりしました。子どもと一緒に笑って、泣いて、怒って、喧嘩して、家族としての時間を過ごして7年半になります。里子の養育は、実親との関係や愛着の課題など難しいことも多く、学びは欠かせません。毎日のように里親仲間と連絡を取り合い、子どものためにできることを考えながら、子どもと一緒に成長中です。



過ごした時間こそが家族の絆（普通養子縁組で養子として育った女性）

生後1か月で母親が病死した後、養親に引き取られました。育ててくれた両親と実父がずっと連絡をとってくれていたおかげで、大人になってから実父やきょうだいと再会し交流が生まれ、自分のルーツを知ることができました。それは本当にありがたいことだと思います。遠くから私のことを見守ってくれた実父にも感謝しています。

でも、やっぱり家族だと思うのは育ての親。最近養父を看取った中で、感じたことがあります。一緒に過ごした時間があるから、別れは悲しいのだということ。過ごした時間、その関係性こそが家族の絆だと。先日、88歳の養母の誕生日に「50年以上家族でいてくれて、どうもありがとう」とあらためて伝えました。





一緒に過ごす時間が
かけがえのないもの

家族にはいろいろなかたちがあります
家庭を必要としている子どもたちのために。
特別養子縁組制度・里親制度

様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちがいます。

こうした子どもたちを家族の一員として共に過ごし、家庭の中で育ててみませんか。

実親との関係を解消して養親が親権を持つ特別養子縁組制度と、

実親から子どもを預かって育てる里親制度があります。

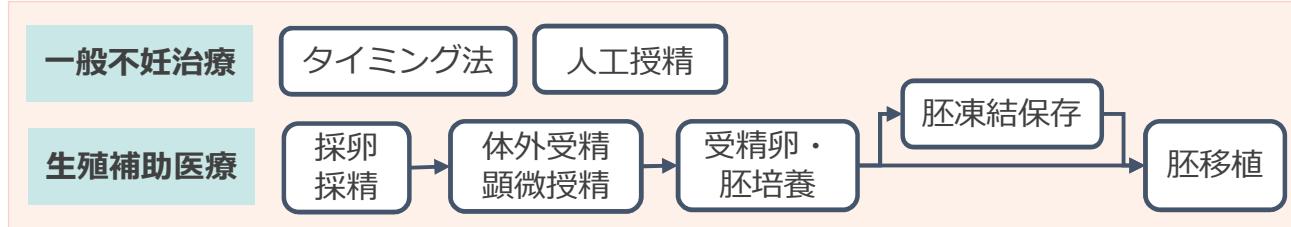


令和4年4月から、

不妊治療が保険適用されます。

✓ 体外受精などの基本治療は全て保険適用されます

- 国の審議会(中央社会保険医療協議会)で審議された結果、関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された以下の治療については、保険適用されます。



- 生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」(※)として保険と併用できるものがあります。

※「先進医療」とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。不妊治療に関する「先進医療」は随時追加されることもありますので、詳細は、受診される医療機関にご確認ください。

✓ 年齢・回数の要件(体外受精)は助成金と同じです

- 保険診療でも、これまでの助成金と同様に以下の制限があります。

なお、一部の方に経過措置が適用されます。詳しくは裏面(Q9,Q10)をご確認ください☞

年齢制限	回数制限	
治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
	40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

※ 助成金の支給回数は、回数の計算に含めません。(裏面Q8参照)

✓ 窓口での負担額が治療費(※)の3割となります

※ 保険診療の治療費

- 治療費が高額な場合の月額上限(高額療養費制度)もあります。

具体的な上限額や手続は、ご加入の医療保険者(国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口)にお問い合わせください。

高額療養費制度
(厚生労働省HP)



~その他、お役立ちページ(厚生労働省HP)~

①不妊治療に関する取組

不妊治療に関する相談支援事業のご紹介、検討会、研究事業などを掲載しています。



②不妊治療と仕事の両立のために

企業の福利担当や事業主の方へ向けた助成金の案内、セミナー、マニュアル等の紹介を行っています。



[不妊治療の保険適用に関するQ&A]

R4.3.16

1. 保険診療を受けるに当たって

Q1 保険診療を受ける際に必要な準備はありますか？

A1 受診の際には、不妊治療の治療歴や受診した医療機関などの情報を医師等にお伝えください。また、できるだけ患者様とパートナー様のお二人で受診してください。

Q2 どの医療機関で保険診療を受けることができますか？

A2 助成金の指定医療機関であれば保険診療の施設基準を満たす経過措置があります(令和4年9月30日まで)。各医療機関が地方厚生局に届出を行うことになりますので、かかりつけの医療機関又はお近くの医療機関にご確認の上、受診してください。

Q3 事実婚の場合も保険適用の対象ですか？

A3 助成金と同様に対象となります。なお、受診の際に医療機関から、事実婚関係について確認されたり、書類を求められたりすることがあります。

2. 治療内容など

Q4 先進医療を受ける際には、何か手続が必要ですか？

A4 治療内容や費用について同意が必要になりますが、それ以外に患者側に特段の手続はありません。なお、先進医療は、医療機関ごとに実施可能な内容が異なりますので、具体的には、受診される医療機関とよくご相談ください。

Q5 採卵は、複数回実施することはできますか？

A5 保険診療で採卵を行う際は、治療開始時に医師が作成する治療計画に従って行うことになります。その際、医学的に必要と判断された場合は、複数回採卵を行うことも想定されます(例えば、採卵を行っても卵子が得られない場合など)。

Q6 採卵を保険診療、胚移植を保険外診療で実施することはできますか？

A6 保険診療と保険外の診療(先進医療を除く)を組み合わせて実施することはできません。

3. 保険適用前から不妊治療をされている場合

Q7 保険適用前に不妊治療で凍結保存した胚は、保険適用後も使えますか？

A7 助成金の指定医療機関や学会の登録施設で作成・凍結された胚は、基本的に保険診療でも使用可能です。具体的には、受診される医療機関とよくご相談ください。

Q8 保険適用で実施できる胚移植の回数は、過去の治療実績が含まれますか？

A8 保険診療における胚移植の回数制限は、保険診療下で行った胚移植の回数のみをカウントしますので、過去の治療実績や助成金利用実績は加味されません。

4. 年齢制限・回数制限の経過措置

Q9 4月に43歳の誕生日を迎ますが、準備が間に合わず43歳未満で受診できなかつた場合には、もう保険診療を受けることはできないのでしょうか？

A9 施行当初は医療機関側の準備が整っていないことも想定されるため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳の誕生日を迎える方については、43歳になってからでも、同期間中に治療を開始したのであれば、1回の治療(採卵～胚移植までの一連の治療)に限り保険診療を受けることが可能です。

Q10 4月に40歳の誕生日を迎ますが、準備が間に合わず40歳未満で受診できなかつた場合には、回数制限の上限は通算3回となってしまうのでしょうか？

A10 施行当初は医療機関側の準備が整っていないことも想定されるため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に40歳の誕生日を迎える方については、40歳になってからでも、同期間中に治療を開始したのであれば、回数制限の上限は通算6回となります。